

《お詫びと訂正》

2025 年 7 月 28 日現在

『改正法対応 個人情報保護実務検定 1 級 公式過去問題集』

■本書第 2 刷※の記述で下記の誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

※奥付（本書最終頁）にて、ご確認ください。

- ・ 頁：171 頁 訂正箇所：解答 【訂正前】ウ → 【訂正後】ア
- ・ 頁：203 頁 訂正箇所：解答 【訂正前】ウ → 【訂正後】エ

■本書第 1 刷※の記述で下記の誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

※奥付（本書最終頁）にて、ご確認ください。

- ・ 頁：174 頁 訂正箇所：解説及び解答
【訂正前】

解説 リスク分析

ア 適切。CCTAとBSIが開発したリスク分析手法であり、質問表を用いて情報資産の分類と評価を行い、脅威と脆弱性を 5 段階評価し、対応策をリストから選択する手法である。

イ 適切。JIPDECが開発したリスク分析手法であり、リスクマネジメントシステムに沿った質問表に対する経営層、リスクマネジメント部門、情報システム部門、ユーザ部門からの回答をもとにぜい弱性を洗い出す手法である。

ウ 不適切。非形式的アプローチは、担当者や有識者等が、その知識や経験等を踏まえてリスクを評価する手法である。短時間での実施が可能であるが、体系化された方法を用いないため、分析者の能力によることが大きいという問題がある。
なお、簡易リスク分析はベースラインアプローチのことである。

エ 適切。組合せアプローチは、組織全体についてはベースラインアプローチを採用しつつ、重要な情報資産や重要な情報資産を扱う組織等に限定して詳細リスク分析を行うことが多い。

解答 ウ

【訂正後】

解説 リスク分析

- ア該当する。
- イ該当しない。JRMSの説明である。
- ウ該当しない。ALEの説明である。
- エ該当しない。FTA（故障の木解析）の説明である。

解答 ア

・ 頁：213 頁 訂正箇所：解説

【訂正前】

- イ 適切。派遣社員は、派遣先の「労働者」には該当するが、「従業者」には該当しないため、派遣先は、派遣社員について、個人情報保護における「従業者の監督」の義務は負わない。

【訂正後】

- イ 適切。派遣社員は、派遣先との間には、指揮・命令の関係はあるが、雇用関係にはないため、派遣先の就業規則を派遣社員に適用することはできない。